



平成 27 年 7 月 29 日

精華町教育委員会

教育長 太田 信之 様

精華町教育委員会所管施設
指定管理者評価委員会

委員長 中 比呂志



精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における 評価結果について

本委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、指定管理者による該当施設の管理運営状況等について、審査及び評価を行った結果、下記のとおり報告します。

記

1 指定管理者の名称

特定非営利活動法人精華町体育協会

2 公の施設の名称

精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設

- ①精華町立体育館・コミュニティーセンター
- ②打越台グラウンド・テニスコート ③池谷公園多目的コート
- ④木津川河川敷多目的広場

3 指定期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の 5 年間

4 評価対象期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の 1 年間

5 評価方法

平成 25 年度実績の評価と同じく、指定管理者より提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、指定管理者に対するヒアリング等により審査し、評価を実施した。

指定管理業務の実績が 2 年間のみではあるが、前述の手法を採用し、議論を尽くす中で、十分な審査及び評価が実施できたものと考える。

今年度においても、本評価委員会は、指定管理者制度導入による効果を検証するもので、指定管理者の適否や法人自体の評価を行うものではない。

6 評価結果

当該施設の管理運営業務に係る平成26年度の運営実績について、評価した結果、総合的には適正に管理運営業務が行われているものと評価できる。

ただし、今後の管理運営業務がさらに充実したものとなるよう、検討が必要と考えられる点について、意見を以下に記す。

【評価できる点】

- 一部施設の開放時間の延長、各種教室の実施等、自主事業の実施を積極的に進め、収入を増加させることができた。
- 自主事業の実施にあたっては、むくのきセンターの設置目的を踏まえ、スポーツに関する取り組みのほか、指定管理者の専門外である、文化に関する事業も展開することができた。
- 自主事業等により、施設稼働率を高めた一方、団体等との十分な調整により、施設利用に係る円滑な予約環境を維持することができた。
- 施設稼働時間を延長した一方、効率的な職員配置を徹底することで、人件費を抑制することができた。
- 利用に支障をきたさないよう、着実に施設の維持管理を実施することができた。
- 施設の維持管理に係る保守点検等、専門的見地を要する委託を確實に執行する一方、新規事業を含むソフト事業等では、安易な委託に依存せず、指定管理者自らが事業の計画や運営を実施したことで、委託費を抑制することができた。
- 平成26年度から、新たに利用者アンケートを実施し、満足度を調査したほか、細かなニーズの把握に努めることができた。
- 電気代の値上げは、支出の大幅な増加要因として懸案事項であったが、他の経費節減に努め、指定管理業務全体の収支バランスを保つことができた。

【検討されたい意見】

- 指定管理者は、きめ細やかなサービスの向上を図り、今後も新規利用者や継続利用者の確保に努められたい。
- 指定管理者は、より多くの住民が、むくのきセンターに親しみを持てるよう、斬新なアイデアによる自主事業等の実施を積極的に進められたい。
- 教育委員会と指定管理者は、消費税率や電気代の動向を注視し、中長期的な観点での経営計画を検討されたい。また、検討の際には、支出抑制だけでなく、利用料金の見直し等、収入増加に係る研究も進められたい。
- 教育委員会は、本件対象施設の設置者として、経年劣化による施設状況を認識し、指定管理業務に支障をきたさぬよう、改善に向けた取り組みを計画し、進められたい。